

東北ブロック競技細則  
《2026 年版》



JBDF 東北ブロック

# 第1章 競技規定

第1条 東北ブロック（以下本ブロックという）は日本ボールルームダンス連盟の規定に基づき競技細則を次の通り定める。

## 第2条 【競技会】

### 1. 開催競技会

本ブロックで開催される選手権及び競技会の種別と、その内容次の通りと定める。

#### 《東北ブロック公認競技会》

競技会名称	プロ・アマ	競技種目	
	区分	ポールルーム	ラテン
全東北ダンス選手権	共通	W・T・F・Q の 4 種目	C・S・R・P の 4 種目
東北オープンダンス選手権	共通	準決勝より Vw を含む 5 種目総合	準決勝より J を含む 5 種目総合
県選手権	共通	W・T・F・Q の 4 種目 <sup>決勝より Vw を含む 5 種目総合</sup>	C・S・R・P の 4 種目 <sup>決勝より J を含む 5 種目総合</sup>
B 級競技会	アマ	W・T・F・Q の 4 種目総合	C・S・R・P の 4 種目総合
C 級競技会	アマ	2 種目総合 WT、WQ、TF	2 種目総合 SR、CR、CP
ライジングスター競技会	プロ	W・T・F・Q の 4 種目中 3 種目総合	C・S・R・P の 4 種目中 3 種目総合
	アマ	2 種目総合 WT、WQ、TF	2 種目総合 SR、CR、CP
D 級競技会	アマ	2 種目総合 WQ、TF	2 種目総合 SR、CP
ノービス競技会	アマ	WT	CR
全東北シニア選手権	アマ	W・T・F・Q の 4 種目中 2 種目総合	C・S・R・P の 4 種目中 2 種目総合
シニア選手権	アマ		
シニアライジングスター競技会	アマ	W・T・F・Q の 4 種目中 2 種目総合	C・S・R・P の 4 種目中 2 種目総合
全東北グランドシニア選手権	アマ		
グランドシニア選手権	アマ	W・T・F・Q の 4 種目中 2 種目総合	C・S・R・P の 4 種目中 2 種目総合
グランドシニアライジングスター競技会	アマ		

※一般アマチュアのライジングスター競技会は全東北ダンス選手権・東北オープンダンス選手権と併催とし、プロ・アマ共に C 級戦と同等とする。

## 《その他の競技会》

スーパーシニア	アマ	主催県に任せる
大学生		
ユース		
高校生		
ジュニア		
ジュニアイル		

### 2. 年間開催数

\* アマ(一般)

東北オープンダンス選手権 1回、全東北ダンス選手権 1回、県選手権 10回、B 級競技会 6回、C 級競技会 10回、ライジングスター競技会 2回とする。

※原則として、選手権(全東北クラス選手権を含む)は各県 2回、B 級競技会は各県 1回、C 級競技会(ライジングスター競技会を含む)は各県 2回とする。

※東日本県別対抗戦が東北で開催される場合、各級競技会を増やすことも認める。

\* アマ(シニア・グランドシニア)

全東北シニア選手権 1回、全東北グランドシニア選手権 1回、シニア県選手権 5回、グランドシニア県選手権 5回、シニアライジングスター競技会 6回、グランドシニアライジングスター競技会 6回とする。

\* プロ

東北オープンダンス選手権 1回、全東北ダンス選手権 1回、県選手権 10回、ライジングスター競技会 12回とする。

※原則として、選手権(全東北クラス選手権を含む)・ライジングスター競技会ともに各県 2回とする。

### 3. 最低出場組数

競技開催最低出場組数をシニア・グランドシニア・ノービス競技会は原則 2 組以上、ほかは原則 3 組以上とする。開催の可否は主催県連盟に任せる。

プロライジングスター競技会において当日のキャンセルのために出場組数が 2 組となった場合でも競技会を開催し昇降級規定を適用する。

## 1. 全東北クラス選手権のローテーション

全東北クラス選手権は各県持ち回りとし、次のようなローテーションとする。

開催年	東北オープンダンス選手権	全東北ダンス選手権		
2025 年	第 47 回	青森県	第 73 回	宮城県
2026 年	第 48 回	福島県	第 74 回	岩手県
2027 年	第 49 回	秋田県	第 75 回	山形県
2028 年	第 50 回	宮城県	第 76 回	青森県
2029 年	第 51 回	岩手県	第 77 回	福島県
2030 年	第 52 回	山形県	第 78 回	秋田県

## 2. シード

選手権において決勝まで 6 ラウンド以上となる場合は A 級選手をシードにすることが出来る。

## 3. 競技進行

基本的に下位クラスよりランク順に進行するものとするが、やむを得ない場合は上位クラスからの進行も可とする。また、原則として各ラウンドにおける進出者数を以下の様になるように進行予定を作成することとする。

決勝	6 組	ただし決勝が最初のラウンドになる場合は 5 組以下も可
準決勝	12 組	ただし準決勝が最初のラウンドになる場合は 7~12 組
最終予選	24 組	ただし最終予選が最初のラウンドになる場合は 13~24 組

※東北オープンダンス選手権(プロ)においては出場組数にかかわらず、各予選・最終予選・準々決勝・準決勝・決勝とする。

※各ラウンドにおいて半数以上を次のラウンドに進出できる様に進行予定を作成することとする。

### 第3条 【出場資格】

- 選手権及び競技会の出場資格を、次の通り定める。

#### 《東北ブロック公認競技会》

	クラス	出場資格
プロ	選手権	全てのクラスの選手
	ライジングスター	C級以下の選手
アマ	選手権	全てのクラスの選手
	B級	B級以下の選手
	C級	C級以下の選手
	D級	D級以下の選手
	ノービス	新人選手
	シニア	35歳以上の男女
	グランドシニア	55歳以上の男子(女子の年齢は問わない)

- ①アマチュア

東部日本ボールルームダンス連盟(以下東部連盟という)、関東甲信越ブロック、東北ブロック登録のアマチュア選手

- ②プロフェッショナル

東北ブロックプロフェッショナル登録選手(東北ブロッククローズ)

(東北オープンダンス選手権のみJBDF登録選手・全国オープン)

### 第4条 【出場規定】

選手の出場規定を次のように定める

#### 1. 出場義務

登録選手は、その年度内に於ける自己級競技会に出場する義務が課せられる。

#### 2. 出場申込

競技会及び選手権に出場する選手は、特別の指定がある場合を除き、主催県連盟の大会要項に基づき、所定の申込用紙を提出しなければ出場することはできないが、主催県連盟が認めた場合には出場することができる。

- 競技会出場の際、自己の持ちクラスから出場しなければならない。自己の持ちクラスが開催されないときは、最も近い上位クラスから出場すること。上位クラスに挑戦する場合は、挑戦するクラスより下位の出場可能なクラス全てに出場すること。ただしプロにおいて、東北オープン選手権に出場する選手は、出場可能な会の併催競技会に出場しなければならない。(東北ブロック各県連盟登録選手のみ)

#### 4. 出場料

本ブロックが主催する競技会及び選手権の出場料は、下記によるものとする。

区分	金額	当日申込	備考
県大会	5,000 円	原則受け付けない	各県大会の当日申込の有無は各県連盟に任せる。開催案内文書にその旨明記すること。 ※一般アマチュアのライジングスター戦は全東北選手権と同じとする。
全東北	6,000 円	受け付けない	

※一般アマチュアのライジングスター戦は全東北選手権と同じとする。

※ただし、ジュニアなどその他の競技会の出場料については主催県連盟に任せる。

#### 5. 欠場届及び出場取消

出場申込後、出場不能となった場合は、直ちにその理由を具した欠場届を主催県連盟宛に提出しなければならない。

### 第5条 【選手登録】

1. 本ブロックの各種競技会に出場する選手は、各県連盟を通じて登録しなければならない。

#### 2. 継続登録

既に登録されている選手が、その登録年度から次年度に、その資格を継続する登録。継続登録の時期は毎競技年度終了後、1か月以内とする。

※登録年度(競技年度)とは毎年1月1日から12月31日までとする。

#### 3. 登録資格の抹消

次に該当する選手は、その登録資格を抹消される。

- ① 1競技年度以上継続登録をしなかったとき。
- ② 競技選手として、それにふさわしくない行為のあった選手は、登録県連盟の判断で登録を抹消することが出来る。

#### 4. 登録料

登録料	1セクション 5,000円	2セクション 6,000円
新規登録	1セクションにつき 1,000円を加算する	

\*登録を1回抹消された選手が再度登録をする場合「再登録」とし、登録料は倍額とする。

## 5. 編入登録

プロ	東部連盟及び広域ボールルームダンス連盟のクラス保持者が東北ブロックへ編入登録をする場合、その持ちクラスで登録することが出来る。ただし年度途中に登録した場合、その年度は降級対象としない。
アマ	東部連盟以外の広域ボールルームダンス連盟のクラス保持者が東北ブロックへ編入登録する場合、その持ちクラスで登録することが出来る。ただし年度途中に登録した場合、その年度は降級対象としない。

## 6. ターンプロ規定

アマチュアA級およびB級の選手がプロフェッショナル登録を使用とするときは、D級として登録することができる。

## 7. 変更登録

登録内容に変更が生じた場合、速やかに登録先県連盟を通じて、本ブロック競技部に所定の様式にて届出をするものとする。この届出を怠り出場した場合は、その結果は無効となることがある。

## 8. 移籍登録

他団体から移籍する場合、今後他団体へ出場しないことで、これを認める。登録様式にこれを記載する。

## 第6条 【フィガー規制】

	ポールルーム	ラテン
N級	ポールルーム・ダンス・テクニック	ラテンアメリカン・ダンス・テクニック(新書)
	テクニック・オブ・ポールルーム・ダンシング【ガイハワード著】	テクニック・オブ・ラテン・アメリカン・ダンシング テクニック・オブ・ラテン・アメリカン・サプリメント 【ウォルターレード著】
D級以上	自由	自由

※東部連盟の規制に準じるものとする。

## 第7条 【服装規制】

ノービス級以上	自由
ジュニア・ジュニア	東部連盟の服装規定に準じる

## 第8条 【音楽】

音楽は予選から決勝まで最低1分20秒から全曲とする。

## 第9条 【審査集計結果の掲示】

審査集計表は、予選から決勝まで選手が見やすい場所に速やかに掲示するものとする。

## 第10条【オナーダンス】

オナーダンスは、プロ選手権についてはこれを行う。プロライジングスター競技会も実施が望ましいが、進行上の面で取り止めも可とする。

## 第11条【表彰】

### 1. 賞金・賞状授与の範囲

プロの賞金は6位まで。賞状は原則としてプロ・アマ共決勝入賞者までとするが、7位以下は主催県連盟に任せる。

### 2. ジュニア、ジュニア

ジュニア・ジュニアの賞状、賞品は1カップルにつき2枚、2個を授与するのが望ましいが、主催県に任せる。

### 3. プロ賞金

プロに対する賞金は、次の通りとする。

区分	全東北	県選手権	ライジングスター
優勝	30,000円	20,000円	10,000円
2位	20,000円	15,000円	8,000円
3位	15,000円	12,000円	6,000円
4位	10,000円	10,000円	5,000円
5位	7,000円	7,000円	4,000円
6位	5,000円	5,000円	3,000円

## 第12条【審査料】

審査員に対し、別表1の通り審査料を支払う。

## 第13条【その他の事項】

### 1. 競技結果の報告

競技会の成績結果は、本ブロック競技部で各県に通知する。

### 2. 派遣選手の選出

〈プロ〉

全日本選抜ダンス選手権、日本インターダンス選手権、JBDF全日本ダンス選手権について、東北ブロック推薦選手を派遣する。推薦されることを希望する選手の中から前年度の年間ポイントランキング上位より選出する。ただし出場資格を有する選手は除く。

〈アマ〉

各大会要項により、各県連盟あるいは競技部会で決定する。

※上記の3大会に出場する権利が生じた選手は、速やかに本ブロック競技部事務局に連絡すること。

### 3. 著作権使用料

本ブロック内の統一設定方法による算出料金で申請するものとする。

### 4. 横断幕の提示規定

- ① 横断幕提示の可否は各県に任せ、大会要項にて通知する。
- ② 横断幕はすべて同一サイズ、縦60cm×横2m50cmとし、掲示枚数は1枚に制限。
- ③ 掲示料金は10,000円とする。
- ④ 掲示場所、素材、重量などを確認し、事故の無いように注意する。

## 第2章 昇降級規定

### 第1条 【昇降級】

選手のランキングは、1競技年度内の成績により、昇級または降級を別表の規定により決定し、別表による判定が困難な状態が生じたときは、本ブロック競技部会において審議し本ブロック理事会の承認を得るものとする。

### 第2条 【昇降級補足事項】

1. 昇降級規定が適用される最低出場組数は3組とする。ただし一般アマチュアのノービス競技会、及びシニア・グランドシニアのライジングスター競技会、選手権は2組とする。  
プロライジングスター競技会において当日のキャンセルのために出場組数が2組となった場合でも競技会を開催し昇降級規定を適用する。
2. 決勝とは6位まで、7~8位は準決勝扱いとする。準決勝、最終予選は残った組全員とする。
3. その年度内に昇級した選手は、その年度内は降級規定の適用を受けない。次年度は昇級したクラスからスタートする。
4. 公認競技会の競技中、不測の事故傷害で競技出場が不可能となり、公傷と認められた場合は降級規定の適用は受けない。
5. 決勝の前のラウンドは『準決勝』、準決勝の前のラウンドは『最終予選』とする。ただし東北オープン選手権プロにおいては準決勝の前のラウンドは『準々決勝』、準々決勝の前のラウンドは『最終予選』とする。
6. 全東北大会が、東部連盟公認の自己級競技会、スーパージャパンカップ、日本インターナショナル、全日本ダンス選手権と同日開催の場合、この大会に出場のため全東北大会を欠場する場合は、予め所属県連盟を通じて東北ブロック競技部事務局に届け出ることにより、年度末昇降級を検討、審議する。競技部会がその任に当たる。
7. 当日昇級者には開催県連盟が、資格証を授与する。

### 第3条 【産休規定】

1. 本ブロック産休規定は、期間、申請方法、必要書類等、昇降級規定の例外規定としてこれを設け、以下は産休を受けたときの付随事項である。
2. 産休を受けようとする選手は、産休申請書に母子手帳のコピーを添付し、本ブロック会長宛に申請しなければならない。
3. 産休は母子手帳交付日より、1年間とする。ただし、1年間で競技復帰が不可能な場合、申請により適當と認められた場合、追加の1年間を育児休暇期間とする。また、その年度にて競技復帰が可能な場合は「育児休暇復帰願い」を提出のうえで競技に出場が出来るが、その1年間の昇降級規定の適用は受けないものとする。
4. 産休を受けた選手の昇降級は、2競技年度の中で正規の昇降級規定に準じて処理する事とする。また、育児休暇の申請した選手は、3競技年度の中で正規の昇降級規定に準じて処理する。
5. 産休を受けた選手は、在籍年数に産休の1年間は加えないものとする。追加で産休を受けた選手は、「産休復帰願い」が提出され、競技途中での復帰に関わらず、2年間は在籍年数に加算されない。
6. 産休を受けた場合でも、各登録担当窓口を通じて登録をしなければならない。
7. 万が一、予期せぬ事情で産休を終了する場合は、本ブロック会長宛に申請する事で、産休を解除できる。この場合においても、第3項の条文は適用される。
8. 産休期間・育児休暇期間は、例え正規のパートナーでも出場できないが、申請解除後は出場出来る。ただし、出場しても昇降級の対象にはならない。
9. その他規定で判断できない場合は、本ブロック理事会で決定する事とする。

## 第3章 選手規定

### 第1条 【アマチュア選手規定】

1. 教師資格を保持している者及びプロフェッショナルであることを声明した者は、アマチュアとして競技会に出場することはできない。
2. ダンスを踊ったり、指導することで必要経費以上の報酬や出演料を得ている者は、アマチュア選手として競技会に出場することはできない。
3. アマチュア選手としての身分を失った選手が、身分の回復の請願は登録先県連盟を通じ本ブロック競技部に申請する。本ブロック競技部がこれを検討、審議し、本ブロック理事会の承認を得なければならない。
4. アマチュア選手として身分を失った選手が、その身分の回復を請願中にある時は、アマチュア選手として競技会に出場することはできない。
5. アマチュア選手がデモンストレーションに出場するときは、出演願いを登録先県連盟に提出しなければならない。その場合も必要経費以上の報酬を受けはならない。

### 第2条 【プロフェッショナル選手規定】

1. プロフェッショナル選手は競技会の審査をしてはならない。ただしアマチュア競技会に限り、届け出の上開催県連盟及び登録連盟両方の承認を得ればその限りではない。
2. プロフェッショナル選手として登録した選手は、プロ教師資格を取得するよう努めなければならない。

### 第3条 【パートナー規定】

1. アマチュア選手のパートナーは、アマチュアの女子に限る。
2. プロフェッショナル選手のパートナーは限定されない。ただしプロフェッショナル選手のパートナーとして出場した女子は、アマチュア選手のパートナーとして出場することはできない。
3. 同性同士でパートナーシップを組むことはできない。

## 第4章 附則

- 第1条 本施行細則は、平成16年1月1日より施工する。
- 第2条 本細則によって判断できない場合、本ブロック競技部会において審議を行い、本ブロック理事会において決議する。
- 第3条 本細則施行以降、前規定及び申し合わせ事項などは、すべてその効力を失うものとする。
- 第4条 本施行細則は平成21年1月1日より競技細則とする。

### J B D F 東北ブロック競技細則

発行責任者 東北ブロック競技部

平成15年12月1日 作 成  
平成16年2月1日 一部改正  
平成16年5月22日 一部改正  
平成16年10月30日 一部改正  
平成17年2月6日 一部改正  
平成17年10月1日 一部改正  
平成18年10月14日 一部改正  
平成19年12月8日 一部改正  
平成20年11月8日 一部改正  
平成21年8月8日 一部改正  
平成26年2月9日 一部改正  
平成27年2月8日 一部改正  
平成30年2月11日 一部改正  
令和2年2月9日 一部改正  
令和3年2月14日 一部改正  
令和6年11月9日 一部改正  
令和7年2月9日 一部改正  
令和8年2月8日 一部改正